

武豊町屋内温水プール施設整備・管理運営事業
指定管理に関する年度協定書（案）

武豊町（以下「町」という。）と【●●●●】（以下「事業者」という。）は、町と事業者が平成31（2019）年●月●日付で締結した「武豊町屋内温水プール施設整備・管理運営事業 事業契約書」（以下「事業契約」という。）に基づき、次の条項により武豊町屋内温水プール施設整備・管理運営事業指定管理に関する年度協定書（以下「年度協定」という。）を締結する。

なお、本契約において使用される用語は、特段の規定のある場合又は文脈上別異に解すべき場合を除き、事業契約で定義された意味を有するものとする。

（年度協定の目的）

第1条 年度協定は、本施設の維持管理及び運営業務（以下「本業務」という。）の各年度の業務内容及び業務の対価として支払われるサービスの対価を定めることを目的とする。

（年度協定の期間）

第2条 平成●年度の年度協定の期間は、平成●年4月1日から平成●年3月31日までとする。

（業務内容）

第3条 平成●年度の業務内容は、別紙の事業計画書に記載のとおりとする。

（サービスの対価）

第4条 平成●年度の本業務の実施に係るサービスの対価は、金【●●●●】円（消費税等相当額を含む。）とし、年4回（5月、8月、11月及び2月）に分けて支払うものとする。

（本施設の休館日及び開館時間）

第5条 平成●年度の本施設の休館日及び開館時間は、別表第1のとおりとする。

（本施設の利用料）

第6条 平成●年度の本施設の利用料は、別表第2のとおりとする。

（本施設の使用料）

第7条 本施設に係る建物及び土地の使用料は、無償とする。

（疑義等の決定）

第8条 年度協定に定めのない事項については、第一義的には事業契約によるものとする。事業契約にも定めのない事項については、町と事業者の協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、町及び事業者記名押印の上、各々1部を保有する。

平成●年●月●日

(町)

愛知県知多郡武豊町字長尾山2番地

武豊町

代表者 武豊町長 榎山芳輝 印

(事業者)

(住所)

(事業者名)

(代表者名) 印

別表第1 本施設の休館日及び開館時間（第5条関係）

施設名		休館日	開館時間
屋内温水 プール施 設	屋内温水プール		
	温浴施設		
	スタジオ		
	トレーニング室		
	●●施設（提案施設）		

別表第2 本施設の利用料（第6条関係）

施設名		単位	利用料
屋内温水 プール施 設	屋内温水プール		
	温浴施設		
	スタジオ		
	トレーニング室		
	●●施設（提案施設）		